

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月11日

【四半期会計期間】 第60期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 佐田建設株式会社

【英訳名】 Sata Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荒木 徹

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

【電話番号】 027(251)1551(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員管理本部財務部長 田島 順一

【最寄りの連絡場所】 (東京支店)
東京都豊島区池袋二丁目48番1号

【電話番号】 03(5391)1551(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部課長 梅木 武

【縦覧に供する場所】 佐田建設株式会社 東京支店
(東京都豊島区池袋二丁目48番1号)
佐田建設株式会社 さいたま支店
(さいたま市大宮区浅間町二丁目252番地)
佐田建設株式会社 大阪支店
(大阪市中央区材木町1番8号)
佐田建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区橋二丁目1番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第60期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第59期
会計期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 6月 30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日
売上高 (百万円)	7,608	39,760
経常利益又は 経常損失() (百万円)	64	376
四半期(当期)純利益 (百万円)	14	525
純資産額 (百万円)	5,171	5,157
総資産額 (百万円)	22,911	25,689
1株当たり純資産額 (円)	66.58	66.39
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	0.18	6.78
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)		
自己資本比率 (%)	22.5	20.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,447	1,018
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1	96
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,660	941
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	4,787	5,001
従業員数 (名)	521	518

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式がないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	521
---------	-----

(注) 従業員数は、当社グループから他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む就業人員である。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	430
---------	-----

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社からの出向者を含む就業人員である。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) 金額(百万円)
建設事業	6,859
合 計	6,859

(2) 売上実績

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日) 金額(百万円)
建設事業	7,608
合 計	7,608

- (注) 1 当社グループでは建設事業以外は受注生産を行っていない。
 2 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。
 3 当第1四半期連結会計期間において売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。
 4 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 売上にかかる季節的変動について

建設事業においては、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

(1) 受注工事高、完成工事高、繰越工事高

期別	区分	期首繰越 工事高 (百万円)	期中受注 工事高 (百万円)	計 (百万円)	期中完成 工事高 (百万円)	期末繰越 工事高 (百万円)
当第1四半期会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	土木工事	10,010	1,194	11,204	2,237	8,967
	建築工事	15,794	4,910	20,704	4,901	15,802
	計	25,804	6,105	31,909	7,139	24,770
前事業年度 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	土木工事	6,310	13,045	19,356	9,346	10,010
	建築工事	20,788	19,951	40,740	24,946	15,794
	計	27,099	32,997	60,096	34,292	25,804

- (注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注工事高にその増減額を含む。したがって、期中完成工事高にもかかる増減額が含まれる。
2 期末繰越工事高は(期首繰越工事高 + 期中受注工事高 - 期中完成工事高)である。
3 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注工事高

期別	区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
当第1四半期会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	土木工事	996	198	1,194
	建築工事	1,107	3,802	4,910
	計	2,103	4,001	6,105

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
2 受注工事高のうち主なものは、次のとおりである。

当第1四半期会計期間 請負金額2億円以上の主なもの

和光市	大和中学校校舎増築工事
社会福祉法人まがたま会	社会福祉法人まがたま会特別養護老人ホーム「ぶどうの郷」新築工事
(株)セントラルサ - ビス	(株)セントラルサ - ビス本社社屋新築工事
独立行政法人 都市再生機構東日本支社	浜北環状1・2号線道路排水その他工事
群馬県	平成20年度森林居住環境整備事業(交付金)梅田小平線 忍山トンネル

(3) 完成工事高

期別	区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
当第1四半期会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	土木工事	1,882	354	2,237
	建築工事	1,991	2,910	4,901
	計	3,873	3,265	7,139

- (注) 1 当第1四半期会計期間において完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。
2 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
3 完成工事高のうち主なものは、次のとおりである。

当第1四半期会計期間 請負金額3億円以上の主なもの

(有)ケイアイファンディング	(仮称)ウインズ新横浜新築工事
医療法人原会	医療法人原会(仮称)高齢者複合施設新築工事
芳賀町	芳賀町立芳賀中学校耐震補強・大規模改造工事
近畿地方整備局	土居地区護岸工事
中部地方整備局	平成18年度23号雲出川橋下部工事

(4) 繰越工事高(平成20年6月30日現在)

区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
土木工事	8,042	924	8,967
建築工事	7,020	8,782	15,802
計	15,062	9,707	24,770

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれていない。
2 繰越工事高のうち主なものは、次のとおりである。

当第1四半期会計期間 請負金額11億円以上の主なもの

東日本高速道路(株)	京葉道路(改築)幕張PA休憩施設新築工事	平成20年8月完成予定
支出負担行為担当官 千葉刑務所	千葉刑務所収容棟等新営(建築)工事	平成21年3月完成予定
佐野市	(仮称)みかもクリーンセンター 余熱利用施設整備運営事業	平成21年3月完成予定
多摩市	多摩第一小学校建替工事(その2)	平成21年3月完成予定
東京都下水道局	練馬区中村一丁目、豊玉中一丁目付近枝線工事	平成21年12月完成予定

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

当第1四半期連結会計期間の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

また、文中における将来に関する事項については、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

資産

当第1四半期末の総資産は、完成工事未収入金（34億6千2百万円）の減少や未成工事支出金（13億2千2百万円）の増加等により、前連結会計年度末に比べ27億7千8万円減少し229億1千1百万円（前期比10.8%減）となりました。

負債

当第1四半期末の負債総額は、工事未払金（16億5千5百万円）、短期借入金（15億8千万円）の減少や未成工事受入金（2億8千5百万円）の増加等により、前連結会計年度末に比べ27億9千2百万円減少し177億3千9百万円（前期比13.6%減）となりました。

純資産

当第1四半期末の純資産は、四半期純利益1千4百万円を計上したこと等により、前連結会計年度末に比べ1千4百万円増加し51億7千1百万円（前期比0.3%増）となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ2.4ポイント増加し22.5%となっております。

(2) 経営成績の分析

受注高

当第1四半期の受注高は、引き続き公共投資の減少や受注価格競争等により68億5千9百万円となりました。

売上高

当第1四半期の売上高は、76億8百万円となりました。これは、当四半期において大型工事が完成したことによるものです。

売上総利益

当第1四半期の売上総利益は、引続く受注価格競争や原材料価格の高騰等による利益低減要因はあるものの、大型工事の完成等により3億9千万円となりました。

販売費及び一般管理費

当第1四半期の販売費及び一般管理費は、費用低減努力は継続しているものの、4億5千4百万円となりました。

営業損益

以上により、当第1四半期の営業損益は6千4百万円の営業損失となりました。

営業外収支及び特別損益

当第1四半期の営業外収支は、4百万円の支出超過となりました。特別損益は貸倒引当金の戻入1千4百万円及び債務保証損失引当金の戻入7千3百万円等により、8千7百万円の利益となりました。

四半期純損益

以上により、当第1四半期の四半期純損益は1千4百万円の四半期純利益となりました。

キャッシュ・フロー

当第1四半期末における「現金及び現金同等物の四半期末残高」は、前連結会計年度末に比べ2億1千3百万円減少し47億8千7百万円（前期比4.3%減）となりました。

各キャッシュ・フローの状況等につきましては次のとおりです。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果得られた資金は14億4千7百万円となりました。

収入の主な内訳は、売上債権等の減少43億1千5百万円及び未成工事受入金の増加2億8千5百万円であり、支出の主な内訳は、未成工事支出金の増加13億2千2百万円及び仕入債務の減少19億7千2百万円であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果使用した資金は1百万円となりました。

これは、主に有形固定資産の取得によるものであります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果使用した資金は16億6千万円となりました。

これは、主に短期及び長期の借入金返済によるものであります。

今後の見通し

今後の見通しにつきましては、国内景気は企業収益が弱含みとなるなど足踏み状態が続いており、米国経済の動向や原料価格高騰の影響が懸念されるなど、先行き厳しい状況が予想されます。また、建設業界におきましても、公共投資の減少や受注価格競争等により、依然として厳しい環境が続くものと予測されます。

当社グループは、営業・施工・管理部門の連携を更に強化し、ステークホルダーとの信頼関係を良好に維持するとともに、早期のリスク認識・回避を行い受注と適正な利益が確保できる企業体質の一層の向上を目指してまいります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、以下のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針)

1. 買収防衛に関する指針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては当社株主の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社が、日々競争が激化する建設業界の中で、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉の1つである、当社の顧客基盤である地域との関係をより密接なものとし、地域に根ざした総合建設業としての地位を確立させていくことが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本対応方針導入の目的

当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本対応方針」といいます。)は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って導入されたものです。

具体的には、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、又は当社取締役会が当社株主に代替案を提案したり、あるいは当社株主がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社株主のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としています。

(3) 本対応方針の概要

本対応方針は、当社株式に対する大量買付が行われる場合に、当社取締役会が大量買付者に対して要求する大量買付に関する情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保等を内容とする「大量買付ルール」を定め、大量買付者に対してルールの遵守を求めるとともに、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定めるものです。

(4)大量買付ルールの概要

対象となる大量買付行為

(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けの後における株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる買付け、のいずれかに該当する当社株券等の買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とし、大量買付行為を行おうとする者には、大量買付ルールに定められる手続に従っていただきます。

大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、大量買付行為等の検討に必要な情報を当社に対して提供していただきます。

大量買付行為の内容の評価検討等

(a)当社取締役会による評価等及び独立委員会への諮問

当社取締役会は、大量買付者より提供された情報に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の内容等について評価等を行い、当社取締役会としての代替案を提示し、必要に応じて大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について協議、交渉等を行います。当社取締役会は、当社取締役会による評価等と併せて、独立委員会に、当該大量買付行為に対して、差別的行使条件を付した新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める適切な措置（以下「対抗措置」といいます。）を発動することの是非等について諮問します。

(b)独立委員会による評価等及び当社取締役会への勧告

当社から独立性の高い社外監査役等から構成される独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付行為の内容等について評価等を行い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非を含む勧告を行います。

(c)取締役会の決議 / 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。但し、当社取締役会は、当社株主の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし適切であると判断する場合、又は、独立委員会が対抗措置の発動に関して当社株主の意思を確認するべき旨の留保を付した勧告をした場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する当社株主の意思を確認することができます。

(5) 本対応方針の合理性

当社は、以下の理由から本対応方針は合理性が高いものと考えます。

買収防衛策に関する指針の要件を充足

本対応方針は、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

株主意思の重視

第59回定時株主総会において、本対応方針を導入することにつき、当社株主の賛同を得られております。また、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非についても、株主総会において当社株主の意思を確認することがあります。

独立委員会の設置・判断

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性、公正性を担保するため、当社取締役から独立した機関として、独立委員会を設置しています。大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非を含む本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとされています。

合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

第三者専門家の意見の取得

当社取締役会及び独立委員会は、その判断にあたり、当社の費用で当社及び独立委員会から独立した第三者の助言を受けることができるものとされ、当社取締役会及び独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

本対応方針の廃止

本対応方針は、取締役会の決議により、いつでも廃止することができるとされています。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費は軽微です。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において、重要な設備の新設、除却等の計画はない。また、当第1四半期連結会計期間においても、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	77,606,166	77,606,166	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	77,606,166	77,606,166		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日		77,606		1,886		1,940

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができないので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 23,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,291,000	77,291	同上
単元未満株式	普通株式 292,166		同上
発行済株式総数	77,606,166		
総株主の議決権		77,291	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,701,000株(議決権3,701個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式705株が含まれている。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当社	前橋市元総社町一丁目1番 地の7	23,000		23,000	0.03
計		23,000		23,000	0.03

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	73	70	75
最低(円)	53	61	64

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けている。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更している。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,892	5,106
受取手形・完成工事未収入金	1 8,952	1 12,417
未成工事支出金	3,074	1,752
材料貯蔵品	106	103
その他	540	938
貸倒引当金	14	23
流動資産合計	17,552	20,293
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,706	1,726
土地	2,847	2,847
その他(純額)	211	226
有形固定資産合計	2 4,765	2 4,800
無形固定資産	44	45
投資その他の資産		
投資有価証券	266	266
破産更生債権等	8,879	8,885
その他	77	77
貸倒引当金	8,674	8,680
投資その他の資産合計	549	549
固定資産合計	5,358	5,395
資産合計	22,911	25,689
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	8,395	10,229
短期借入金	1,160	2,740
未成工事受入金	3,321	3,036
完成工事補償引当金	4	3
賞与引当金	397	265
工事損失引当金	2	6
債務保証損失引当金	251	325
事業整理損失引当金	209	209
その他	798	518
流動負債合計	14,541	17,333

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
固定負債		
長期借入金	480	560
繰延税金負債	48	48
再評価に係る繰延税金負債	588	588
退職給付引当金	2,078	1,998
その他	2	2
固定負債合計	3,198	3,198
負債合計	17,739	20,532
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,886	1,886
資本剰余金	2,048	2,048
利益剰余金	416	402
自己株式	2	2
株主資本合計	4,347	4,333
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
土地再評価差額金	817	817
評価・換算差額等合計	817	817
少数株主持分	6	6
純資産合計	5,171	5,157
負債純資産合計	22,911	25,689

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	1 7,608
売上原価	7,217
売上総利益	390
販売費及び一般管理費	2 454
営業損失()	64
営業外収益	
受取利息及び配当金	0
還付加算金	10
その他	3
営業外収益合計	15
営業外費用	
支払利息	10
支払手数料	7
その他	0
営業外費用合計	19
経常損失()	68
特別利益	
貸倒引当金戻入額	14
債務保証損失引当金戻入額	73
特別利益合計	88
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券評価損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純利益	19
法人税、住民税及び事業税	5
法人税等合計	5
少数株主利益	0
四半期純利益	14

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	19
減価償却費	38
貸倒引当金の増減額（は減少）	14
完成工事補償引当金の増減額（は減少）	0
賞与引当金の増減額（は減少）	132
工事損失引当金の増減額（は減少）	3
債務保証損失引当金の増減額（は減少）	73
退職給付引当金の増減額（は減少）	79
破産更生債権等の増減額（は増加）	6
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	10
売上債権の増減額（は増加）	3,465
未成工事支出金の増減額（は増加）	1,322
たな卸資産の増減額（は増加）	3
仕入債務の増減額（は減少）	1,972
未成工事受入金の増減額（は減少）	285
その他の資産・負債の増減額	850
小計	1,496
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	19
法人税等の支払額	30
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,447
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1
その他の収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	1,580
長期借入金の返済による支出	80
自己株式の取得による支出	0
少数株主への配当金の支払額	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,660
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	213
現金及び現金同等物の期首残高	5,001
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,787

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更している。
なお、これによる損益に与える影響はない。

過年度工事原価に係る会計処理の変更

過年度工事原価については、従来、前期損益修正損益として特別損益に両建てして処理していたが、工事管理システムの更新に伴い、工事原価が詳細に管理できる体制が整ったことから、営業活動の結果をより適切に表示するため、当第1四半期連結会計期間より売上原価に含めて処理する方法に変更した。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、売上原価が2百万円減少し、売上総利益は同額増加し、営業損失及び経常損失はそれぞれ同額減少しているが、税金等調整前四半期純利益に与える影響はない。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

一般債権の貸倒見積高の算定方法

当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定している。

法人税等の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっている。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項なし。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1	2有形固定資産の減価償却累計額 2,939百万円	1	2有形固定資産の減価償却累計額 2,904百万円
2	偶発債務 下記の会社等の銀行借入金について保証している。 医療法人北関東循環器病院 市川秀一 計 185百万円	2	偶発債務 下記の会社等の銀行借入金について保証している。 市川秀一 187百万円 計 187百万円
3	1手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 224百万円 受取手形裏書譲渡高 12百万円	3	1手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 128百万円 受取手形裏書譲渡高 25百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1	1売上高 当社グループの売上高は、通常の営業形態として、契約により工事の完成引渡し第4四半期連結会計期間に集中しているため、第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間における完成工事高に比べ、第4四半期連結会計期間の完成工事高が著しく多くなるといった季節的変動がある。
2	2販売費及び一般管理費の主なもの 従業員給与手当 193百万円 退職給付費用 32 " 減価償却費 25 " 雑費 47 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1	1現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 4,892百万円 預入期間が3か月超の定期預金 105 " 現金及び現金同等物 4,787百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	77,606,166

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	23,955

(リース取引関係)

該当事項なし。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がない。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はない。

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社及び連結子会社の事業は、建設事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはないため、記載していない。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

在外支店及び在外連結子会社がないため、記載していない。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、記載していない。

(企業結合等関係)

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
66.58円	66.39円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	5,171	5,157
普通株式に係る純資産額(百万円)	5,165	5,150
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	6	6
普通株式の発行済株式数(千株)	77,606	77,606
普通株式の自己株式数(千株)	23	23
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	77,582	77,582

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	0.18円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式がないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	14
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	14
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	77,582

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 7 日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福原 正三

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂川 修一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐田建設株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。